

屋内退避の実施方法について（立地・周辺道府県照会結果）

No.	質問項目	回答
1	屋内退避の解除は国の指示によるものですが、道府県として、屋内退避はどの程度の期間継続すると想定しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・国が判断するもの。 ・国の地域原子力防災会議等で検討を進めるべき課題。 ・事故の状況により、屋内退避がどの程度継続するかは一概に言えないが、屋内退避に備え、住民に対して7日間程度の緊急物資の備蓄を求めている。
2	屋内退避の解除は国の指示によるものですが、道府県として屋内退避を解除する目安について、どのようにお考えか	<ul style="list-style-type: none"> ・国が判断するもの。 ・国の地域原子力防災会議等で検討を進めるべき課題。 ・発電所の状況や緊急時モニタリングの結果等を踏まえて検討する。 ・環境モニタリングの結果等から、屋内退避等の各種指示を解除することが適当であると判断した場合には、国の指導・助言及び指示を受けて解除することとしているが、事故の収束状況等を総合的に判断することとなるため、解除の目安は一概に示せない。
3	指針では屋内退避が長期間となる可能性がある場合に避難に切替えるとあるが、その「長期間」の目安はどの程度の期間とお考えか	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示があるまでの期間。 ・国の地域原子力防災会議等で検討を進めるべき課題。 ・プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、国の指示を受けて避難への切り替えを行うこととなるが、事故の状況等を踏まえ総合的に判断することとなるため、目安は一概に示せない。
4	屋内退避指示中に住民からの外出要望があった場合の対応について、どのようにお考えか	<ul style="list-style-type: none"> ・国が判断するもの。 ・国の地域原子力防災会議等で検討を進めるべき課題。 ・被ばく低減の観点から、不要不急の外出は控えるべき。 ・放出前の場合、外出内容や時間等を考慮し、検討する。放出後の場合、原則認めない。

		<ul style="list-style-type: none"> ・病気の悪化等と放射線のリスクとのバランス等を考慮する必要がある。 ・屋内退避指示は、緊急事態において、住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするを目的とするものであり、道府県としては、屋内退避指示に従うよう、理解を求める。
5	<p>長時間（1日以上）屋内退避が継続した場合における住民への食糧等の供給について、どのようにお考えか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国が屋内退避指示と併せて対応方法を示すべきもの。 ・国の地域原子力防災会議等で検討を進めるべき課題。 ・道府県が物資を調達し、市町村が配布する。 ・一時避難所に備蓄する食料などで対応する。 ・屋内退避に備え、県民の活動として、7日間程度の緊急物資の備蓄を求めるとともに、市町の備蓄食料により対応する。 さらに、市町村からの要請を受け、道府県が協定を締結している民間企業の協力を得て流通備蓄により対応する。 不足する場合は、国の支援を受けて、全国から調達する。 搬送体制については、県と協定を締結しているトラック協会のほか、国の自衛隊等の実動部隊に支援を要請する。 ・市町村が、避難所等の住民等のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、道府県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。 道府県は、市から、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達の協力要請を受けた場合、又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者への物資の調達要請等を行う。

6	長時間（1日以上）屋内退避が継続した場合における人工透析等医療を必要とする住民への対応について、どのようにお考えか	<ul style="list-style-type: none"> ・国が屋内退避指示と併せて対応方法を示すべきもの。 ・国の地域原子力防災会議等で検討を進めるべき課題。 ・放出前であれば、通院を認める。放出後は、住民の容態等を考慮し、検討する。 ・病気の悪化等と放射線のリスクとのバランス等を考慮する必要がある。 ・病院・社会福祉施設等について施設の放射線防護対策を行っている。 ・発災時に急病等により医療が必要となった場合には、実動組織の支援を得て、UPZ 圏外の医療機関へ搬送する。
7	平日昼間等で学校にいる児童・生徒や通所型福祉施設にいる利用者への対応について、どのようにお考えか	<ul style="list-style-type: none"> ・国の地域原子力防災会議等で検討を進めるべき課題。 ・各施設が作成する避難計画により対応する。 ・30km 圏内に所在する学校等については各施設の避難計画をふまえて保護者への引渡しや避難誘導等を行う。 ・原則として帰宅を促す。 ・学校にいる児童生徒については、「警戒事態」において、帰宅又は保護者への引き渡しを決定し、保護者への連絡を開始する。「全面緊急事態」までに帰宅又は保護者への引き渡しを完了する。 屋内退避をする場合は、担任の指揮の下で教室へ移動する。 通所型福祉施設については、自宅へ帰す。 ・UPZ 圏では、施設敷地緊急事態の段階で、保護者等に引渡し、自宅で屋内退避を実施し、避難指示により、自宅から避難を行う。
8	一時滞在者への対応について、どのようにお考えか	<ul style="list-style-type: none"> ・国の地域原子力防災会議等で検討を進めるべき課題。 ・一時滞在者に限らず屋外にいる住民等は、速やかに自宅に戻るか、近くの公共施設等に退避する。 ・駅、観光施設等不特定多数の者が利用する施設においては、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき対応することとしている。 ・警戒事態において市町村、消防、警察等に、一時滞在者に対する区域外への退避についての広報を要請する。 ・原則として帰宅を促す。

		<ul style="list-style-type: none"> ・自宅への帰宅を促す。放出後の対応については検討中。 ・発電所での事故状況等について適切に情報提供を行い、帰宅を促す。 自力で帰宅できない場合は、一時集結所に屋内退避し、避難指示を受け、住民とともにバス等により避難する。 ・消防団や民生・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら避難誘導體制の整備を行う。
9	UPZ 内におけるコンクリート屋内退避について、一般住民の防護措置として求められていないが、道府県の計画に含められているか	<ul style="list-style-type: none"> ・含めていない。 ・市町村に対し、コンクリート屋内退避施設の調査、整備について助言する。
10	屋内退避を長期間継続した場合の経済活動への補償について、どのようにお考えか	<ul style="list-style-type: none"> ・国が考え方を示すもの。 ・屋内退避は原子力災害対策特別措置法に基づく指示であると考え。原子力災害に起因した損害に対する補償については行われるものと考え。 ・原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）による。 ・原子力災害を起こした原因者が補償するもの。 ・事業者が相談窓口を設置するなど必要な体制を整備する。